

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 7 年 6 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 6 回定例総会議事録

署名委員 日 高 千 夏

署名委員 榮 清 安

奄美市農業委員会第6回定例総会議事録

1. 招集日時 令和7年6月25日(水) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室

3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	里 義文	8	榮 清安
		9	西 盛満
3	茂木 幸生	10	山田 正修
4	与沢 裕美	11	岸田 国広
5	照井 香里	12	里 和彦
6	大瀬 昭信	13	中棚昭三十
7	日高 千夏	14	田中 幹雄

4. 欠席委員 1 名

2 番 朝 郁夫

5. 出席職員

事務局長兼住用分室長	池 秀 平	事務局次長	勝 裕 美
笠利支所主幹兼分室長	中村 幸信	笠利町主幹	竹山 和幸
名瀬支所主査	別府真砂海	住用会計任用職員	朝井 光徳

6. 議案説明者

奄美市農林水産課長	川畑 博行	農林水産課農水政策係長	伊集院 兼卯
農林水産課主査	上野 孝貴		

7. 報告事項

- ・ 7月の総会日程について

8. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第31号 非農地の判定について

議案第32号 奄美市農業振興整備計画変更(編入・除外)に伴う意見書の提出について

議案第33号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について

議案第34号 奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構)の合意解約の決定について

議案第35号 奄美市農用地利用集積計画(中間管理機構)の決定について

議長

(岸田 会長)

ただいまの出席委員は 13 人です。総会は成立いたしました。
これから、令和 7 年第 6 回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります。

《 日程第 1 》

会議録署名委員の指名を行います。
本総会の会議録署名委員には、7 番 日高 委員と 8 番 榮 委員の
お二人を指名いたします。

《 日程第 2 》

会期の決定を議題といたします。
本日の総会は日程通知のとおり、 議案第 29 号から議案第 35 号まで
の 7 件を予定しております。

お諮りいたします。
会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(全委員から異議なしの声)

ご異議なしと認めます。
よって、本総会の日程は本日 1 日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定として
おります。これにご異議ございませんか。

(全委員から異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

8 番 会長代 理議長 事務局 8 番 会長代 理議長 9 番	《 日程第 3 》 議案第 2 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 2 3 ～No. 3 0 について 議題といたします。 議題説明の前にNo. 2 8 について私の調査報告があるためNo. 2 8 だけを先 に審議いたしますので、議長を会長代理に進行を任せます。 (議 長 交 代) (榮 会長代理) No. 2 8 につきましては私の方から総会進行を行いますので御協力の程 よろしくおねがいします。 それではNo. 2 8 について事務局から説明を求めます。 (池 局長) まず、最初にNo. 2 8 です。 4 7 ページをお開き下さい。 NO. 2 8 は、譲渡人が所有する奄美市名瀬大字小湊字^{はりま}播磨の 2 筆の申請で す。 農地区分は第 1 種農地であります。 譲渡人の 2 筆の農地の面積は 1 , 9 4 5 m²で贈与による申請となります。 譲受人の農地取得後は、マンゴーを栽培する予定であります。 (榮 会長代理) 続いて担当調査委員による調査報告お願いいたします。 (西 委員) 譲受人についての説明 農地法第 3 条の規定による許可申請書について 6 月 1 5 日、日曜日午前 9 時頃譲受人の自宅にてお話しを聞くことができました。 理由としてはマンゴーを植えたいという事で譲渡人から贈与を受けます という事です。 土地の地番、面積とも申請書通り間違いないという事です。
--	---

事務局	(別府 主査) 譲渡人についての説明 議案第29号農地法第3条申請No.28について譲渡人について調査報告をいたします。 令和7年6月23日午後6時20分に始良市にお住いの譲渡人に電話でお話しを聞くことができました。 ご両親の没後、譲渡人やご兄弟は奄美に戻る予定がなく、相続土地国庫帰属制度の活用を試みましたが、荒廃していたためか受理されなかったようです。 引き取り手を探す中で、譲受人への贈与という形で合意に至ったとのことです。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容について相違ない旨の確認がとれました。会の皆様のご審議よろしく願いいたします。
11番	(岸田 委員) 土地についての説明 農地法第3条の規定による、No.28の土地について調査報告を致します。 6月19日、午前9時40分に事務局の別府さんと高山推進員と現地を確認致しました。 53ページを御覧ください。申請地は日高委員のハウス近くにあり、雑木もあり農作業小屋らしい残骸もある耕作放棄地状態でした。 農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号、第3項第2号については別紙のとおりでありますので報告致します。 以上です。
8番 会長代理 議長	(榮 会長代理) それではNo.28に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。
14番	(田中 委員) この土地を国へ寄贈したが出来なかった理由について教えてください。
事務局	(別府 主査) 農地の現状が良くないということで国は受理しなかったという事です。
8番	(榮 会長代理)

会長代理 議長	他に質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員の挙手) 全員賛成であります。 よって、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請No.28について審議の結果これを承認することに決定いたしました。 それでは再度、議長を交代します。 ご協力の程、ありがとうございました。 (榮会長代理から岸田会長へ交代)
議長	(岸田 会長) それでは事務局から議案の説明を求めます
事務局	(池 局長) 3ページをお開き下さい。 No.23は、譲渡人が所有する奄美市住用町大字山間字^{かめごもり}亀籠の1筆の申請です。 農地区分は第1種農地の申請であります。 譲渡人の1筆の農地の面積は960㎡で売買による申請となります。 譲受人の農地取得後は、タンカンを栽培する予定であります。 11ページに営農計画書が添付されております。 続きましてNo.24です 12ページをお開き下さい。

NO. 24 は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字川上字赤木名又^{あかきなまた}の1筆の申請です。

農地区分は第2種農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は1,058㎡で贈与による申請となります。

譲受人の農地取得後は、タンカンを栽培する予定であります。

No. 25 です。

20ページをお開き下さい。

NO. 25 は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字中金久字前島^{まえしま}の1筆の申請です。

農地区分は第1種農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は1,631㎡で贈与による申請となります。

譲受人の農地取得後は、果樹を栽培する予定であります。

28ページに営農計画書が添付されております。

No. 26 です。

29ページをお開き下さい。

NO. 26 は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字宇宿字山城原^{やまぐすくはら}の1筆の申請です。

農地区分は第1種農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は658㎡で売買による申請となります。

譲受人の農地取得後は、サトウキビを栽培する予定であります。

No. 27 です。

38ページをお開き下さい。

NO. 27 は、譲渡人が所有する奄美市名瀬大字知名瀬字大田袋^{おおたぶくろ}3筆と

三鳥^{みどり}2筆の申請です。

農地区分は第1種農地であります。

譲渡人の5筆の農地の面積は3,415㎡で売買による申請となります。

議長	譲受人の農地取得後は、マンゴーを栽培する予定であります。 No. 2 9 です。 5 5 ページをお開き下さい。 NO. 2 9 は、譲渡人が所有する奄美市名瀬大字西仲勝字森^{もりのまえ}ノ前の 1 筆の申請です。 農地区分は第 1 種農地であります。 譲渡人の 1 筆の農地の面積は 9 9 0 m²で売買による申請となります。 譲受人の農地取得後は、野菜、バナナを栽培する予定であります。 6 3 ページに営農計画書が添付されております。 No. 3 0 です。 6 4 ページをお開き下さい。 NO. 3 0 は、譲渡人が所有する奄美市住用町大字神屋字^{いねぶくろ}稲袋の 2 筆の申請です。 農地区分は第 2 種農地であります。 譲渡人の 2 筆の農地の面積は 2 , 2 8 7 m²で売買による申請となります。 譲受人の農地取得後は、スモモを栽培する予定であります。 以上 8 件でございます。 (岸田 会長) それではNo. 2 3 から順次、担当調査委員による調査報告お願いいたします。 (田中 委員) 譲受人についての説明 議案第 2 9 号農地法第 3 条の規定による許可申請No. 2 3 の譲受人について調査報告します。 6 月 1 8 日午後 6 時 4 0 分電話でお話を聞くことができました。
1 4 番	

	書類記載内容に間違いがないとのことでした。同じ姓ですが譲渡人とは特に親戚関係ではないそうです。 以上報告致します。 (西 委員) 譲渡人についての説明
9 番	議案第 29 号農地法第 3 条の規定による許可申請No. 23 の譲渡人について調査報告します。 6 月 14 日土曜日、午後 4 時 30 分頃、譲渡人の自宅にてお話を聞くことができました。 現在、農業はしていないということで譲受人に土地を売りますという事です。 土地の地番、面積、対価とも申請書通り間違いがないという事です。
8 番	(榮 委員) 土地についての説明 農地法第 3 条の規定による許可申請No. 23 の農地の現状報告を行います。 6 月 23 日月曜日、午後 2 時 30 分住用支所の朝井さんと共に当該農地を確認致しました。 山間字亀籠は細長い農地であり、現状はススキ等が茂り耕作者が手を入れる必要性があります。 尚、農地法 3 条の調査書につきましては第 2 項第 1 号、第 2 項第号、第 2 項第 6 号、第 3 項第 2 号については別紙のとおりでありますので報告致します。 以上です。
議長	(岸田 会長) No. 24 の調査報告をお願いします。
12 番	(里 和彦 委員) 譲受人についての説明 農地法第 3 条の規定による許可申請No. 24 について調査報告致します。 6 月 18 日水曜日、午前 9 時 25 分頃に現地で竹山主幹、中棚委員と一緒に譲受人よりお話を聞くことができました。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いがないとのことでした。 譲受人は現在母親と一緒に植物園業を行っています。申請書には新たにタンカンの樹を植えたいとのことでした。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。

笠利 分室	(竹山 主幹) 譲渡人についての説明 農地法第3条の規定による許可申請No.24について調査報告致します。 6月23日月曜日午後3時30分頃に譲渡人と電話でお話を聞くことができました。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないとのことでした。 譲渡人自身、東京で生まれ育ち神奈川に移住し奄美にも数回程度、来島したことで奄美に住む予定もないため、叔母である譲受人に土地を贈与したいとのことでした。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
13番	(中棚 委員) 土地についての説明 議案29号農地法第3条の規定による許可申請についてNo.24譲受人の土地の報告いたします。 6月18日午前9時25分頃、現地の畑で笠利支所の竹山さん、用安担当の里委員、赤木名担当の私と譲受人と畑の確認をしました。 申請地は17ページから19ページを見られてください。 県道赤木名・佐仁線の赤木名川上赤木名又になります。 また、赤木名・川上の山の頂上から蒲生神社公園へ向かう道路沿いにあります。 頂上から300mぐらいの左側にありますのが申請地であります。 畑にはタンカンが20本植えられていましたが内10本が枯れていました。タンカンの木は老木と思われます。 畑の中は膝丈ぐらいの雑草が生えているくらいで刈り取れば問題ないと思います。 農業委員会のご審議の程よろしくお願い致します。 農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号、第3項第2号については別紙のとおりでありますので報告致します。 以上です。
議長	(岸田 会長) No.25の調査報告をお願いします。

1 3 番	(中棚 委員) 譲受人についての説明 議案 2 9 号農地法第 3 条の規定による許可申請No. 2 5 の譲受人について報告いたします。 譲受人は会社員でありますが兼業農家で夫また父親、叔父さんが応援するそうですので頑張るそうです。 申請書類については間違いありませんとの事でした。 又、営農計画書も提出されています。
1 3 番	(中棚 委員) 譲渡人についての説明 議案 2 9 号農地法第 3 条の規定による許可申請No. 2 5 の譲渡人について報告いたします。 所有権移転は叔父と姪の関係で贈与であります。 6 月 1 8 日午前 9 時に現地の畑で笠利支所の竹山さん私と譲渡人、譲受人に書類の確認と畑の確認をしました。 譲渡人は後継者がいないので姪に譲ることにしましたとの事でした。 書類の件について贈与で間違いありませんとの事でした。
1 3 番	(中棚 委員) 土地についての説明 土地の報告を致します。 2 5 ページから 2 7 ページを御覧ください。 2 6 ページの地図の教職員住宅の横の畑になります。申請地の畑はススキが生えています。奥の方で野菜など作っていましたが現在、休耕状態であります。ススキなど刈り取れば十分に使える畑になります。 また、近隣の畑はサトウキビが植えられています。 畑としては問題ないと思います。 農業委員のみなさんのご審議よろしくをお願いします。 農地法第 3 条の調査書については第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 6 号、第 3 項第 2 号については別紙のとおりでありますので報告致します。 以上です。
議長	(岸田 会長) No. 2 6 の調査報告をお願いします。
6 番	(大瀬 委員) 譲受人についての説明 農地法第 3 条の規定による許可申請書No. 2 6 の譲受人の調査報告を致します。 6 月 1 7 日火曜日、午前 9 時に譲受人、竹山主幹、推進員の肥後さんと

10番 6番 議長 9番 9番	私と、圃場で待ち合わせて、譲受人から許可申請内容の確認をしました。譲渡人との関係は従姉弟にあたります。土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等の記載、内容について間違いのないとの事でした。 (山田 委員) 譲渡人についての説明 議案29号農地法第3条の規定による許可申請書No.26の譲渡人の調査報告を致します。 譲渡人と6月22日午前10時頃、古田町の自宅にて聞き取りを致しました。 土地の所在等も記載通り、価格も間違いありませんとのことでした。 以上、調査報告終わります。 ご審議の程よろしくお願い致します。 (大瀬 委員) 土地についての説明 土地の調査報告を致します。 案内図35, 36ページ申請地横の宇宿字山城原の畑が譲受人の畑で、その隣の畑が今回の申請地で、譲受人が10年前からサトウキビを耕作しています。 農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号、第3項第2号については別紙のとおりでありますので報告致します。 (岸田 会長) No.27の調査報告をお願いします。 (西 委員) 譲受人についての説明 農地法第3条の規定による許可申請書。 6月15日午前9時頃、譲受人の自宅のほうでお話を聞くことができました。 この案件は5月頃から譲受人が私にマンゴーを植えたいから土地を探してくださいと言われたので斡旋した農地です。 取得の理由としては先程、言いましたようにマンゴーを植えたいということです。譲渡人から農地を買いますという事です。 土地の地番、面積、対価とも申請書通り間違いのないという事です。 (西 委員) 譲渡人についての説明
--	---

9 番 議長 7 番 事務局	譲渡人について、6月14日土曜日午後4時頃、譲渡人と申請地でお話しを聞くことができました。 譲受人に農地を売りますという事です。地番、面積、対価とも申請書通り間違いはないということです。 (西 委員) 土地についての説明 土地について6月14日午後4時頃、譲渡人立ち合いのもと、申請地を見ました。44ページから46ページにありますように申請地の太田袋は知名瀬の農道を30m行ったところから西へ農道の反対側の土地となっています。自分のパッションハウスの裏のほうにあり、現在はバックホーで草を刈っている状態でした。 農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号、第3項第2号については別紙のとおりでありますので報告致します。 (岸田 会長) No.29の調査報告をお願いします。 (日高 委員) 譲受人についての説明 農地法第3条 No.29に係る調査報告をいたします。 6月20日午後5時頃、譲受人に当該農地にて聞き取り調査をしました。譲渡人とは知人にあたるとのことでした。 今回譲渡人が不動産の整理をしている関係で売買の話がありました。所在地、対価等記載内容に誤りはないとのことでした。 ご本人は平日、土木関係の仕事をしながら休日に農作業を励んでおられるとのこと、すでに様々な野菜や果樹を育てておられました。農業を楽しんでおられるように感じました。 以上です。 (勝 次長) 譲渡人についての説明 農地法第3条 No.29に係る調査報告をいたします。 55ページNo.29の譲渡人が福岡県にお住まいですので6月24日午前11時40分頃電話にて申請内容の確認をいたしました。 譲渡人の住所、移転する土地の所在、権利の設定等に係る対価等の記載内容に間違いのないとを確認いたしました。 委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。
--	--

7 番	(日高 委員) 土地についての説明 6月20日午後5時頃、当該農地について調査報告致します。 すでに全面耕作しており倉庫や作業小屋もあり数十種類の野菜や果樹を少量ずつ育てておられ、鶏小屋もあり数十羽飼っておられました。 基盤整備済の農地であり周辺農地に影響ありません。 農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号、第3項第2号については別紙のとおりでありますので報告致します。 以上です。
議長	(岸田 会長) No.30の調査報告をお願いします。
1 4 番	(田中 委員) 譲受人についての説明 議案第29号農地法第3条の規定による許可申請No.30について調査報告致します。 まず、譲受人ですが6月20日午後6時40分電話でお話を聞くことができました。 書類の記載内容に間違いのないとの事でした。 本人はリース会社を経営しており、農業に使える重機等は会社のものを使って農業を行うとの事でした。他にも農地を所有しており、奄美の農業を維持していきたいと前向きな姿勢が見られました。
1 4 番	(田中 委員) 譲渡人についての説明 次に譲渡人ですが6月18日午後6時20分電話で話を聞くことができました。 書類の記載内容に間違いのないとの事でした。 譲渡人は元々住用町の出身で浦上に家建ててからも毎日畑に通っているそうです。 今回売買する農地の他にも畑があり、規模縮小して、これからは農業を続けていくとのことでした。 以上、報告致します。
3 番	(茂木 委員) 土地についての説明 農地法第3条、No.30の土地の調査報告を致します。 別紙調査に基づきまして農地法第3条の調査書については第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号、第3項第2号については別紙のとおりであります。報告致します。

議長	6月18日水曜日午後2時頃、当該土地の確認を致しました。 当該地は私の畑の隣でありますが見ておりますがスモモが 植えられております。 その他につきましては坪借りのものをしており譲渡人は奄美市の補助 を受けスモモを18本植えていたと以前話ししていました。 現在でも2ヶ月に1回くらい草刈りをしているのを確認しています。 以上です。 (岸田 会長) それではNo.23から順次、質疑に入ります。 質疑はございませんか。
1 番	(里 委員) 今回の申請について前々から思っていたのですが、二重線を引いての訂正 が目立ちますがいかがでしょうか
事務局	(池 局長) 今回は申請も多く直筆の申請ということもあり、訂正が多く目立っている と思います。 申請者には訂正がないように指導はしておりますが、至らない部分があり 申し訳ありません。今後は、指導を強化して訂正箇所等に関しては修正印 等押印し提出させるよういたします。
笠利 事務局	(中村 分室長) 訂正につきましては見え消しで修正となっておりますが、訂正印につきまし ては今後、事務局内で協議致します。
議長	(岸田 会長) 他に質疑はありませんか 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員の挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請, No. 23～No. 30 について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

《 日程第 4 》

議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 No. 11～No. 13 について議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

(池 局長)

事務局

今月の 5 条申請は 3 件で売買 2 件、使用貸借が 1 件の申請でございます。

75 ページをお開き下さい。

No. 11 の申請内容といたしましては譲渡人が所有する奄美市名瀬浦上町の 1 筆の申請です。

農地区分は第 3 種農地で都市計画地域であります。

譲渡人の 1 筆の農地の面積は 264 m²で売買による申請となります。

譲受人の農地取得後は、一般住宅を建設する予定であります。

84 ページをお開き下さい。

No. 12 の申請内容といたしましては譲渡人が所有する奄美市名瀬大字小宿字^{こさと}古里の 1 筆の申請です。

農地区分は第 2 種農地であります。

譲渡人の 1 筆の農地の面積は 887 m²で使用貸借による申請となります。

譲受人の農地取得後は、整備工場と車両置き場を建設する予定であります。

添付書類といたしまして 89 ページには事業計画、93, 94 ページには鹿児島県から建設許可通知書が通知されており、また 95 ページには土地使用貸借契約書を添付しております。

議長 1 4 番 1 0 番	次にNo. 1 3、 9 6 ページをお開き下さい。 No. 1 3 の申請内容としたしましては譲渡人が所有する奄美市笠利町大字 用安字^{わきの はまはら}脇之浜原の 2 筆の申請です。 農地区分は第 2 種農地で用安集落に接続している土地であります。 譲渡人の 2 筆の農地の面積は 5 6 1 m²で売買による申請となります。 譲受人の農地取得後は、別荘を建設する予定であります。 以上 3 件でございます。 (岸田 会長) No. 1 1 から担当調査委員の報告をお願いいたします。 (田中 委員) 譲受人・土地についての説明 議案 3 0 号農地法第 5 条の規定による許可申請No. 1 1 について調査報告 致します。 まず譲受人ですが 6 月 1 8 日午後 6 時 1 5 分電話で話しを聞くことが できました。 書類の記載内容に間違いのないとのことでした。 次に土地の調査ですが 6 月 2 3 日午後 6 時に現地を確認しました。 7 8 ページを御覧ください。この土地は三方を住宅に囲まれており、農 業には向かない土地と判断致します。事前着工ありませんでした。 以上、報告致します。 (山田 委員) 譲渡人についての説明 議案第 3 0 号農地法第 5 条の規定による許可申請No. 1 1 についての調査 報告を致します。 6 月 2 1 日午前 1 1 時 3 0 分頃、譲渡人へ電話にて聞き取り確認をいた しました。 土地の所在、奄美市名瀬浦上町、面積 2 6 4 m²で対価が〇〇円住宅を建 てるための譲渡、記載通りでありませんとのことでした。 以上、調査報告終わります。 ご審議の程よろしくお願い致します。
-------------------------------------	---

議長	(岸田 会長) No.1 2 お願いします。
9 番	(西 委員) 譲受人についての説明 農地法第5条の規定による許可申請書について6月14日土曜日、午後1時頃譲受人の自宅にてお話を聞くことができました。 理由としては現在借工場にて自動車販売、修理店を営んでおりますが、この度、義理の兄の土地を使用貸借し自社工場を建設し仕事を行う予定です。土地の地番、面積とも申請書通り間違いないという事です。
9 番	(西 委員) 譲渡人についての説明 6月15日午前9時30分頃、譲渡人の自宅の方でお話を聞くことができました。 申請地を譲受人に貸しますということです。 土地の地番、面積とも申請書通り間違いないという事です。
9 番	(西 委員) 土地についての説明 土地につて6月14日土曜日、午後1時10分頃申請地を見ました。 85ページから87ページにありますように〇〇学校の正門から200m山手に行ったところにあります。 譲受人の自宅のすぐ前の畑が申請地となっていて周りは畑、住宅地となっていて申請地は更地の状態でした。 以上です。
事務局	(岸田 会長) No.1 3 お願いします。
笠利 事務局	(竹山 主査) 譲受人についての説明 農地法第5条の規定によるNo.1 3について、調査報告を致します。 6月17日火曜日、午後2時頃に譲受人へ電話でお話を聞くことができました。 当該地は、譲受人が別荘を建設したい理由で5条申請を行ったとのことであります。 申請内容について確認しましたが、記載内容に間違いないとのことでした。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。

1 2 番	(里 委員) 譲渡人についての説明 農地法第 5 条の規定による No. 1 3 の譲渡人について、調査報告を致します。 6 月 1 8 日水曜日、午前 1 0 時 1 0 分頃、現地で西秋子推進員、竹山主幹と一緒に譲渡人とお話を聞くことができました。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないとのことでした。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
1 2 番	(里 委員) 土地についての説明 農地法第 5 条の規定による No. 1 3 の土地について、調査報告を致します。 6 月 1 8 日水曜日、午前 1 0 時 1 0 分頃に、現地で譲渡人と西秋子推進員、竹山主幹と一緒に現地を確認いたしました。 当該地は現在タンカンが植えられていますが奄美市道に接続しており、周りに耕作された農地がないため、周りの農地に悪影響を及ぼす事はないと判断いたします。また、後ろに汚水処理場があり周辺に建物も建っており、転用もやむを得ない場所だと判断いたします。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
議長	(岸田 会長) これから本案に対する No. 1 1 ～No. 1 3 の質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員の挙手) 全員賛成であります。 よって、議案第 3 0 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について No. 1 1 ～No. 1 3 について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

議長	《日程第 5 》 (岸田 会長) 議案第 3 1 号 非農地の認定についてNo. 1 4 ～No. 1 5 を議題といたします。 No. 1 4 について私の調査報告があるためNo. 1 4 だけを先に審議いたしますので、議長を会長代理に進行を任せます。
8 番 会長代理議長	(議 長 交 代) (榮 会長代理) No. 1 4 につきましては私の方から総会進行を行いますので御協力の程よろしくおねがいします。 それではNo. 1 4 について事務局から説明を求めます。
事務局	(池 局長) 今回の申請は 2 件です。内訳は名瀬地区 1 件、笠利地区 1 件の申請です。 1 0 7 ページをお開き下さい。 No. 1 4 につきましては奄美市名瀬大字小湊字西中武山^{にしなかつけやま}の 1 筆の申請です。 1 0 9 ページの案内図から当該地は県道小湊朝戸線を西仲勝集落から小湊集落方向へ向かう途中に位置しております。 農地面積は 8 6 7 m²、農地区分は第 2 種農地ではありますが農業振興地域に接続している農地であります。
8 番 会長代理議長	(榮 会長代理) 続いて担当調査委員による調査報告お願いいたします。
事務局	(勝 次長) 願出人についての説明

	非農地証明 No.14に係る調査報告をいたします。 107ページNO.14の願出人が千葉県にお住まいですので6月24日午前11時20分頃電話にて申請内容の確認をいたしました。 申請する土地の所在、現況、面積等の記載内容にも間違いのないの事を確認いたしました。 委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。 (岸田 委員) 土地についての説明
11番	議案31号非農地の認定No.14について調査報告を致します。 6月19日午前9時30分頃、事務局の別府さん、高山推進員と私の3人で現地を見に行きました。 109ページを御覧ください。申請地は小湊に向かう県道沿いにあり、以前よりこの場所だけ一段高く草木も生えている状況なので致し方ないと思います。 以上、ご報告致します。
8番 会長代理 議長	(榮 会長代理) それではNo.14に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。
7番	(日高 委員) 一応確認ですけど、ここは農振除外されているのですか
事務局	(池 局長) 先程説明したとおり、ここは第2種農地であります。 モニターでご覧いただき、ここは隣の土地についても第2種農地でありまして経緯については、わかりません。 道を挟んで山手の方なら分かりますけど、この農地は農振地域の接続されており、たぶん県道敷の際、分断されたと思います。
7番	(日高 委員) 多分、そうだと思います。ここだけ字が違いますので。

8 番 会長代 理議長 議長 事務局 議長	他に質疑はありませんか 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員の挙手) 全員賛成であります。 よって、議案第 3 1 号 非農地の認定について、No. 1 4 については、 審議の結果これを承認することに決定いたしました。 それでは再度、議長を交代します。ご協力の程、ありがとうございます。 た。 (岸田 会長) それではNo. 1 5 について事務局から説明を求めます。 (池 局長) 続いて、No. 1 5 です。 1 1 3 ページをお開き下さい。 No. 1 5 につきましては奄美市笠利町大字喜瀬^{うったばるふくろ}字打田原袋の 1 筆の申請 です。 2 7 0 m²の申請であります。 当該地は打田原集落に接しており農地区分は第 2 種農地であります。 1 1 5 ページの案内図、1 1 8 ページの左上の現況写真から①の車庫が 昔から既に建設されているため始末書も添付されております。 また、今回の写真では畑として利用されているか判断できませんので、 申請人、土地の調査員からの意見等を参考に協議をお願いいたします。 (岸田 会長) それではNo. 1 5 について、担当調査委員による調査報告お願いいたしま す。
--	--

1 4 番 5 番 議長	(田中 委員) 願出人についての説明 議案第 3 1 号非農地申請№. 1 5 の願出人について調査報告致します。 6 月 1 8 日午後 6 時 1 0 分電話で聞くことができました。 書類の記載内容に間違いないという事でした。1 1 7 ページの始末書にもあるように、父親が車庫を建設し、本人はたまに換気で訪れるそうですが耕作はしていないとのことでした。 以上、報告致します。 (照井 委員) 土地についての説明 議案第 3 1 号№. 1 5 の土地に関して、6 月 1 7 日午前 1 1 時頃、竹山主幹、盛推進員、と私の 3 人で現地を確認致しました。 1 1 6 ページを御覧ください。打田原から喜瀬に抜ける旧道と、現在主要道路になっている道に挟まれている場所に申請地がございます。 打田原集落の真ん中あたりにあり申請地付近の周りは住宅が並んでおります。1 1 8 ページの現況図をご覧ください。黄色い部分の申請地の隣に家が建っており、それに連なって申請地にコンクリートの車庫が建っております。申請地の北側はブロック塀があり、東側は生垣、隣の土地の南側ブロック塀と生垣があり隣の土地と申請地で 1 区画という感じでした。 以上、報告致します。 (岸田 委員) これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員の挙手) 全員賛成であります。 よって、議案第 3 1 号 非農地の認定について№. 1 5 について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。
--	--

《日程第6》

議案第32号 奄美市農業振興地域整備計画の変更について、議題といたします。
事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

121ページをお開き下さい。

今月の奄美市農業振興地域整備計画の変更について、編入が1件、除外が1件の申請であります。

申出書の内容につきましては農振の担当者であります名瀬総合支所
農林水産課 農水政策係 上野主査から説明のほどよろしく願いいたします。

(上野 主査)

名瀬支所

農林水産課

農林水産課の上野です。

今回の案件につきましては、重要変更申出2件です。

では、資料に基づいて説明させていただきます。

件1 (No.4) 申請者は〇〇さんです。

申出地は奄美市名瀬大字浦上字皿人形で地目は雑種地、申出面積は
3,238㎡。変更理由は果樹支援対策事業導入のため(編入)の申出
であります。

当該土地は、名瀬総合支所から南東へ約3.7キロに位置し、農振農用地
区域ではございません。

果樹支援対策事業活用のため、編入を希望され、申出に至りました。

調査結果などを踏まえた会としてのご見解とご意見を頂戴したく、お願い
申し上げます。

議長 1 4 番 1 4 番	次に 件 2（No. 5）申請者は〇〇です。 申出地は奄美市名瀬大字仲勝字亀作で地目は宅地、申出面積は 4, 2 6 1 m²、1 3, 9 7 0 m²、計 1 8, 2 3 1 m²でございます。 変更理由としては〇〇により有効活用するため（除外）の申出であります。 当該土地は、名瀬総合支所から南東へ約 3. 7 キロに位置し、地域計画区域外ですが、農振農用地区域内に存在しています。 〇〇により当該土地を有効活用するため除外の申出に至りました。 当該土地は、道路の向かいは龍郷町大字戸口字倍俣であり、奄美市農業振興地域の外周部に位置しており、除外手続き要件には問題ないものと勘案されますが、調査結果などを踏まえた会としてのご見解とご意見を頂戴したく、お願い申し上げます。 以上、皆さまのご審議をお願いいたします。 （岸田 会長） それでは、No. 4 ～No. 5 の議案について担当調査委員による申出者、土地について調査報告をお願いいたします。 （田中 委員）申出人についての説明 議案 3 2 号農業振興整備計画変更申請No. 4 の編入の調査報告を致します。 6 月 1 8 日午前 9 時 3 0 分、土地利用者と申出者の息子である方に現地でお話しを聞くことができました。 書類の記載内容に間違いのないとの事でした。 （田中 委員）土地についての説明 続けて土地について調査報告致します。
-------------------------------------	---

議長 事務局 1 4 番 議長	6 月 1 8 日午前 9 時 3 0 分現地を確認致しました。1 2 7 ページを御覧下さい。場所は〇〇から本茶峠に向かう途中の左側、数多くの果樹園がある場所の一つになります。申請地はすでに果樹園の一部となっており、なぜこの土地だけが農振から外れているのかが不思議なほどでした。 以上、報告致します。 (岸田 会長) No. 5 お願いします。 (別府 主査) 申出人についての説明 議案 3 2 号農振除外 No. 5 について申請人について調査報告を致します。 6 月 2 3 日午後 4 時に農林水産課の農振担当者である上野主査から話を聞きました。 未活用の私有地を民間活用によって、既存施設の解体費抑制や税収増に繋げ、財政負担の軽減を図る「奄美市公共施設等民間提案制度」を活用するため、今回除外申請に至ったとのこと。申請内容について確認し、相違ない旨の確認がとれました。 会の皆様のご審議の程よろしくお願い致します。 (田中 委員) 土地についての説明 議案 3 2 号農業振興整備計画変更申請 No. 5 の除外の土地の調査報告をいたします。6 月 1 8 日午前 9 時事務局の別府さんと私と一緒に現地を確認致しました。 1 3 4 ページを御覧ください。場所は本茶峠に向かう道の途中左側にあります。この土地は以前、畜産が行われていた場所でそうで、当時のコンクリートの建物が何棟か廃墟として残っており、その他の場所は背の高い雑草が生い茂り地形も確認できないような状態でした。 事前着工などはありませんでした。 以上、報告致します。 (岸田 会長) これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。
---	--

1 4 番	(田中 委員) 奄美市公共施設等民間提案制度とは何でしょうか
名瀬支所 農林水産課	(上野 主査) 奄美市公共施設等民間提案制度についてご説明致します。 奄美市が所有している土地の中で中々利用されていない現状の土地がございます。 これらの土地につきまして幅広く民間の皆さんから土地の利活用につきましてアイデア、提案を募ってより良い公共財産の活用をする制度を行っています。 以上です。
1 4 番	(田中 委員) 奄美市が利用されていない土地については公募されていたのですか どこかで知ることができたのですか
名瀬支所 農林水産課	(上野 主査) 奄美市のホームページにて広く民間の皆さんに公募しているかたちでございます。
1 4 番	(田中 委員) 本茶のこの地域については果樹がメインでありまして奄美市、奄美群島においてはフルーツアイランド構想というのがあります。 果樹を振興しようという中で、果樹で申請できなかったのか、地面がコンクリートで覆われて事もあるのかもしれないですけど今、奄美市も頭抱えている選果場の利用率が上がらないという事でみんな悩み抱えています。農家の責任もあると思うのですが、そういう中で、この場所は果樹園に最適ではないかと思いました。 今回の申請は仕方ない事だとしても、別にこういう土地があったら果樹農家とか声をかけるとか、この土地はコンクリートで、すぐには植えられませんが、地面を使えるようにして果樹園で奄美市の研修制度を利用している就農した研修卒業生のために農地の確保の問題を解消するために土地を利用できると思いました。 そういうなかで奄美市として使っていない農地、しかも周りは果樹園ばかりなので、そういう農地を売却しないでも研修制度を終了した人たちに貸せるような考えを持って頂けないかと思って先々良いのではないかと思います。果樹の生産量も増えるし税収も増える、選果場の利用率も増える。他にそういう土地があれば、ぜひそういう考えで活用できるんじゃないかと思いますのでお願いします。

農林水産課長	(川畑 課長) フルーツアイランドで進めていく中で奄美市の土地を有効活用として提案していけるかということです。 この土地については樹園地という事に関し相談がありませんでした。 この土地については奄美市が始める奄美市公共施設等民間提案制度はこれ自体は金額の入札でなくて、ここで事業を行うことによって高齢者の雇用であったり役割を担う事で、どの企画が一番良いか精査されました。
1 4 番	(田中 委員) この土地は農振地域ですが、ようは果樹支援事業が行える場所ですが、ちょっともったいないなと思いました。 他に奄美市が持っている土地で農振地域があるのでしょうか
議長	(岸田 会長) すいません、それは議題から外れているので個別で農林水産課の方で伺ってください。
1 4 番	(田中 委員) 分かりました。
1 番	(里 委員) 笠利町においても農振地域は結構ありますので、奄美市は貸すことができないということで言われました。奄美市については買ってくださいという事なので現状には至っておりません。 これもまた相談したいと思います。
議長	(岸田 会長) その件も個別でお願いします。
7 番	(日高 委員) この土地の農振を外すということですが、この後は何につかわれるのでしょうか、今後の話を聞きたいのですけど。

名瀬支所 農林水産課 7 番	(上野 主査) モニターをご覧ください。提案制度の流れとしましては提案を受け付け審査が終了し、優先交渉者の決定という段階でございます。 これは奄美市のホームページに載っているものです。 上の方に高齢者の活用による循環型社会構築ということで〇〇の提案となっております。 右下の方に青色で囲っている事業概要があります。ご覧ください。 (日高 委員) 分かりました。これをまた精査するのは奄美市の中で協議会とか開催して行われるのですか。
名瀬支所 農林水産課 7 番	(上野 主査) この提案を持って、当該土地の優先交渉者として決定しておりまして、農振除外の決定が終わりましたら協定の締結、詳細の協議、そして随意契約と土地の方を売買すると形で事業を開始するという流れで考えております。 (日高 委員) 分かりました。
議長	(岸田 会長) 他に質疑はありませんか 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件のNo. 4 について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (賛成多数の挙手) 賛成多数であります。 それではNo. 5 について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (賛成多数の挙手) 賛成多数であります。

	よって、議案第３２号奄美市農業振興地域整備計画の変更による No.４～No.５については、「適当」という意見を市長に答申することに審 議の結果決定いたしました。 《日程第７》 議案第３３号 奄美市農用地利用集積計画（合意解約）の決定について 議題といたします。 この議案についきましては 高山 推進員 の案件がありますので 退出の程、お願いいたします。 それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。
事務局	（池 局長） 議案第３３号についてご説明いたします。 １３９ページの終期管理表をお開き下さい。 終期管理表から笠利地区の１件３筆で６，４１０㎡、名瀬地区が１件１筆 で９９３㎡を解約するものです。 解約理由といたしましては笠利地区の華崎原は農地バンクへの移行とな り、それ以外の西亦原と皆道原^{かいどうばる}については耕作者が農地を返すだけとな ります。 名瀬地区の解約理由といたしましては農地バンクへの移行となります。 以上でございます。
議長	（岸田 会長） これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第33号について奄美市農用地利用集積計画（合意解約）の決定について承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

高山 推進員 の入室を許可いたします。

《 日程第 8 》

議案第34号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の合意解約の決定について

議案第35号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の賃貸借契約の決定について」議題といたします。

この議案につきましては 西 推進員 の案件がありますので

退出の程、お願いいたします。

それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

(池 局長)

事務局

最初に議案34号奄美市農用地利用集積計画、農地中間管理事業による合意解約について145ページの合意解約管理表をお開き下さい。

解約内容につきましては名瀬地区の2件2,016㎡でございます。

解約理由といたしましては耕作者が農地の拠点を知名瀬でいたいため解約となり、この農地につきましては〇〇さんがそのまま借りるという事です。

笠利地区の解約につきましては、147ページの合意解約管理表をお開き下さい。

議長

耕作者が馬毛島で仕事があるということで畑仕事が出来ないため、解約となりました。

解約した農地につきましては再度、契約を行い〇〇さんが農地を借りることとなりました。

続いて議案 3 5 号奄美市農用地利用集積計画、農地中間管理事業による賃貸借契約について 1 5 1 ページの名瀬地区、1 5 3 ページの笠利地区の管理表をお開き下さい。

契約内容といたしましては名瀬地区が 4 件で面積は 4, 4 1 8 m²、の契約でございます。

また、笠利地区につきましては 2 9 件で面積は 3 5, 2 7 7 m²の契約でございます。

その他、作物名などにつきましてはお目通しください。

以上であります。

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第 3 4 号、3 5 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について審議の結果これを承認することに決定いたしました。

西 推進員 の入室を許可いたします。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようでしたら、協議会へ移します。

(事務局からの連絡)

協 議 会

1. 協議事項

① 農地パトロールについて

笠利地区 6月30日(月) 7月総会にて報告

名瀬地区・住用地区 8日(火)・9日(水)・10日(木)に予定

2. 連絡事項

① 7月の日程について

・申請締め切り日 7月 7日 月曜日

・事前協議の日程 7月14日 月曜日 9:30～ 3F会議室

・総会の日程 7月25日 金曜日 9:30～ 5F会議室

(岸田 会長)

議長

それでは、正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議を終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

閉 会

令和7年6月25日

奄美市農業委員会
会長 岸田 国広

署名委員 日高 千夏
署名委員 榮 清 安
作成者 池 秀 平